

岩手県告示第191号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち保健福祉部に係るもの（平成20年岩手県告示第251号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
障がい保健福祉課	障害者支援施設等整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助、療養介護設備整備費補助、難聴児補聴器購入助成事業費補助、自殺対策緊急強化事業費補助及び地域自殺対策強化事業費補助	障がい保健福祉課	障害者支援施設等整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助、在宅超重症児（者）等短期入所支援事業費補助、療養介護設備整備費補助、難聴児補聴器購入助成事業費補助、 <u>放課後等デイサービス支援事業費補助</u> 、自殺対策緊急強化事業費補助及び地域自殺対策強化事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			